

最高裁秘書第827号

令和3年3月24日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



### 苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、東京高等裁判所がした司法行政文書の一部不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

#### 1 苦情の申出の内容

##### (1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

岡口基一裁判官が平成30年5月17日頃にツイートで紹介した事件の第1審判決及び控訴審判決（平成30年6月12日付の東京高裁事務局長報告書の別紙3及び別紙4）

##### (2) 苦情の申出がされた日

令和2年9月14日付け（同月16日受付）

#### 2 答申番号

令和2年度（情）答申第37号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）